

宣告猶予制度（検討課題等）（3）

宣告猶予制度（検討課題等）（3）

考えられる制度の概要

- 1 裁判所は、一定の比較的軽微な事案について、審理の結果、有罪であると認めた場合において、相当と認めるときは、量刑を行った上で、判決の宣告を一定の期間猶予することができるものとする。
- 2 判決の宣告を猶予された者について、一定の事由があるときは、宣告猶予の裁判を取り消して、判決を宣告するものとする。
- 3 判決の宣告を猶予された者が、その宣告を受けることなく、猶予の期間を経過したときは、免訴の言渡しが確定したものとみなす。

【検討課題】

1 対象となる事案の範囲

- 起訴猶予相当の事案を含むか。
 - ・ 社会内処遇を行うために公訴を提起する仕組みは、現行の公訴提起の在り方と整合するか。
 - ・ 起訴猶予相当の事案を起訴することによって、被告人に手続上の負担及び社会的な不利益を負わせることが相当か。
- 罰金相当の事案を含むか。
- 単純執行猶予相当の事案（初犯の薬物事案を含む）を含むか。
 - ・ 執行猶予とは別に設ける必要があるか。
 - ・ 執行猶予との使い分けはどのように行うべきか。
 - ・ 猶予期間の経過により免訴の言渡しを確定したものとみなして刑事手続を打ち切るような事案として適切か。
 - ・ 社会的評価の変化や法定刑の引下げがないのに初犯の薬物事案を宣告猶予の対象とすることは相当か。
- 若年者を対象とするか、年齢による限定をしないこととするか。
- 軽微な犯罪を繰り返す高齢の累犯者を対象とし、施設内処遇を回避する方策として用いるか。
 - ・ 施設内処遇よりも充実した処遇に資するか。
 - ・ 累犯者を宣告猶予の対象とすることが刑罰の在り方として適切か。
 - ・ 累犯者を福祉的支援につなげるために宣告猶予の対象とすることが相当か。

2 具体的な制度の在り方

(1) 宣告を猶予する要件

- 前科の有無等
 - ・ 相応の刑事責任を負うべき再犯者を犯罪後の行状次第で刑に処さないとするのは、刑罰の在り方として適切か。
- 罪名、言渡し刑の範囲等

- ・ 比較的軽微な事案（猶予期間の経過により免訴の言渡しが確定したものとみなして刑事手続を打ち切るような事案）の範囲をどのように画するか。

○ 実質的要件

- ・ 相当性の考慮事項としてどのようなものが考えられるか（犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等）。
- ・ 初度の執行猶予の要件（「情状により」）との違いを設けるか、どのように使い分けることとするか。

(2) 判決の宣告を猶予する場合に、その判決における刑に執行猶予を付することができることとするか。

A案 刑の執行を猶予することはできない旨の規定を設ける。

B案 上記のような規定を設けない。

(3) 宣告を猶予し得ることとする期間

○ 期間

- ・ 言渡し刑の範囲、処遇効果、被告人の手続的負担、迅速な裁判の要請等を考慮し、どのような期間とすべきか。

(4) 宣告を猶予する際の手続

○ 検察官及び被告人の同意の要否等

A案 検察官及び被告人の実質的な同意は必要である。

A-1案 宣告猶予にあらかじめ同意していること（又はその手続に異議のないこと）を宣告猶予の裁判をするための要件とする。

A-2案 宣告猶予の裁判に対する異議申立てを認める（異議申立てがあった場合、判決を言い渡す）こととする。

B案 検察官及び被告人の実質的な同意は不要である。

○ 宣告猶予の裁判の形式は決定とするか。

(5) 宣告猶予期間中の保護観察を必要なものとするか。

A案 必要なものとする。

- ・ 改善更生を図る制度である以上、保護観察という処遇を必要なものとするべきである。

B案 裁量的なものとする。

- ・ 刑が言い渡される可能性があるという心理的強制力を働かせることにより再犯防止を図れば処遇は要しないという事案も想定されるので、裁量的なものとするべきである。

(6) どのような場合に宣告猶予を取り消して判決を言い渡すこととするか。

○ 再犯をしたときのほか、保護観察の遵守事項を遵守せずその情状が重

いときに宣告猶予を取り消すものとするか。

- 宣告猶予の取消しを必要的なものとするか、裁量的なものとするか(裁量的なものとする場合にはどのような要件・基準を設けるか)。

(7) 宣告猶予を取り消して判決を言い渡す際の手続

(8) 不服申立ての在り方

ア 宣告猶予にあらかじめ同意していること（又はその手続に異議のないこと）を宣告猶予の裁判をするための要件とする場合（(4)のA-1案）

- 以下の内容に対する不服申立ての在り方
 - ・ 宣告猶予の裁判の内容（宣告猶予期間、保護観察の有無）
 - ・ 宣告猶予の裁判を取り消す場合に宣告する判決の内容

イ 宣告猶予の裁判に対する異議申立てを認める（異議申立てがあった場合、判決を言い渡す）こととする場合（(4)のA-2案）

- 以下の内容に対する不服申立ての在り方
 - ・ 宣告猶予の裁判の内容（宣告猶予期間、保護観察の有無）
 - ・ 宣告猶予の裁判を取り消す場合に宣告する判決の内容

ウ 宣告猶予に実質的な同意を不要とする場合（(4)のB案）

- 以下の内容に対する不服申立ての在り方
 - ・ 宣告を猶予したこと
 - ・ 宣告猶予の裁判の内容（宣告猶予期間、保護観察の有無）
 - ・ 宣告猶予の裁判を取り消す場合に宣告する判決の内容

(9) その他

- 少年鑑別所や家庭裁判所調査官の活用の要否、活用場面

3 制度の必要性及び相当性

- 起訴猶予制度及び執行猶予制度が活用されているところ、これらに加えて宣告猶予制度を設ける必要性があるか、起訴猶予や執行猶予と使い分けることが可能か。
- 免訴の言渡しが確定したものとみなすこととなり得るような軽微な事案について、社会内処遇を行うために公訴を提起し、被告人の負担を負わせることは相当か。また、そのような軽微な事案が犯罪後の行状次第で刑に処されることとなるのは、行為責任に応じた量刑という考え方に照らして相当か。

4 その他の制度設計

- 簡略な手続によって保護観察に付する仕組みとして、以下のような制度を設ける必要性及び相当性はあるか。
 - ・ 公訴取消しの可能性を付記した上で起訴し、即決裁判類似の手続によ

り、有罪認定を行って、保護観察に付し、保護観察期間中の行状に問題がなければ検察官が公訴を取り消し、問題があれば通常の公判手続に移行する。

- 18歳及び19歳を対象として家庭裁判所に起訴し、有罪を宣告した上で社会調査を実施して保護観察に付し、一定期間中の行状に問題がなければ免訴の言渡しが確定したものとみなし、問題があれば刑を言い渡す。